

# 秋田県庁舎電力供給仕様書

## 1 概要

(1) 件名	秋田県庁舎で使用する電力の供給
(2) 需要場所	秋田県庁舎 (本庁舎) 秋田市山王四丁目 1-1 (第二庁舎) 秋田市山王三丁目 1-1
(3) 業種及び用途	官公署(事務所)

## 2 仕様

### (1) 電気方式等

- ア 供給電気方式 : 交流3相3線式
- イ 供給電圧(標準電圧) : 6,000 ボルト
- ウ 計量電圧(標準電圧) : 6,000 ボルト
- エ 標準周波数 : 50 ヘルツ
- オ 受電方式 : 2回線受電方式

### (2) 予定契約電力及び予定使用電力量

- ア 予定契約電力 1,132 kW
  - 690 kW(本庁舎)
  - 442 kW(第二庁舎)
- イ 予定使用電力量 3,120,303 kWh
  - 1,602,176 kWh(本庁舎)
  - 1,518,127 kWh(第二庁舎)

### (3) 供給期間

令和8年4月1日 0:00 から 令和9年3月31日 24:00 まで

### (4) 供給条件 次のア及びイの条件を満たすこと

- ア 供給電力は、100%を再生可能エネルギー由来の電力とすること。
  - イ アの環境価値は、発注者に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。
- ### (5) 需給地点

常時供給：常時供給用構内引込第1柱に施設した区分開閉器の電源接続点

予備供給：予備供給用構内引込第1柱に施設した区分開閉器の電源接続点

### (6) 保安責任分界点

需給地点に同じ

### 3. 対価の支払方法

- (1) 契約における料金区分は、別紙「月別予定最大需要電力及び使用電力量」をもとに算出した場合に入札金額の範囲内となることを条件として、発注者と受注者で協議の上設定するものとする。ただし、基本料金単価及び電力量料金単価は、旧一般電気事業者が定める標準プランをそれぞれ超えない単価とする。なお、料金等を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
- ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第5位の値がある場合は第4位まで切り上げる。
- イ 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点第1位を四捨五入する。
- ウ 料金等の計算における合計金額は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- エ 消費税額及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- (2) 受注者は、原則として翌月1日に使用電力量を電力計により計量し、月ごとに電気の使用に対する代金（以下「電気料金」という。）を、発注者が指定する電磁的記録により請求するものとする。
- (3) 前項に規定する電気料金は、以下に掲げる金額の合計金額とする。
- ア 契約電力に基本料金単価を乗じて得た額
- イ 使用電力量に電気料金単価を乗じて得た額（燃料費調整を行う場合は、燃料費調整額を加え、又は差し引いて得た額）
- ウ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金
- エ 消費税及び地方消費税
- (4) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、秋田県を供給区域とする旧一般電気事業者が定める標準供給条件による。なお、入札価格の算定にあたっては、力率は100パーセントとし、燃料費調整額を含めること。

#### 4 その他

- (1) 力率の保持のため自動力率調整装置を設置しているため、契約期間中は力率を100%に保持する予定である。
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- (3) 非常用発電機を以下の通り、有している。
  - [本庁舎] 300 kVA、47.5 kVA
  - [第二庁舎] 500 kVA、750 kVA
- (4) 蓄熱式負荷設備は有していない。
- (5) 太陽光発電設備を以下の通り、有している。
  - [本庁舎] 40 kW、20 kW
  - [第二庁舎] 25 kW
- (6) 供給者は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等に関して、発注者から有効電力量等必要なデータ提供を求められた場合はこれに協力すること。
- (7) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、発注者と受注者との協議により定めるものとする。

別紙1

月別予定最大需要電力及び使用電力量（秋田県庁本庁舎）

年 月	予定最大 需要電力 (kW)	予定使用電力量(kWh)		
		夏季	他季	計
令和 8 年 4 月	468		106, 636	106, 636
5 月	345		102, 053	102, 053
6 月	562		111, 478	111, 478
7 月	595	153, 186		153, 186
8 月	613	159, 970		159, 970
9 月	604	134, 067		134, 067
10 月	379		113, 273	113, 273
11 月	613		124, 935	124, 935
12 月	604		155, 668	155, 668
令和 9 年 1 月	648		152, 489	152, 489
2 月	620		143, 787	143, 787
3 月	571		144, 634	144, 634
計	690 (既契約)	447, 223	1, 154, 953	1, 602, 176

注) 上記値は、令和6年度の実績に基づく。契約期間にこの値を上回る場合、または下回る場合がある。

別紙2

月別予定最大需要電力及び使用電力量（秋田県庁第二庁舎）

年 月	予定最大 需要電力 (kW)	予定使用電力量(kWh)				
		ピーク 時間	夏季昼間 /朝	他季昼間 /晩	夜間	計
令和 8 年 4 月	392			58,501	46,596	105,097
5 月	245			54,680	53,157	107,837
6 月	425			67,176	46,947	114,123
7 月	442	25,052	65,915		51,568	142,535
8 月	435	26,011	75,187		56,427	157,625
9 月	435	21,094	58,322		54,410	133,826
10 月	275			67,735	48,256	115,991
11 月	289			64,583	48,912	113,495
12 月	406			77,018	57,043	134,061
令和 9 年 1 月	430			76,778	62,474	139,252
2 月	434			75,894	53,794	129,688
3 月	390			73,405	51,192	124,597
計	442 (既契約)	72,157	199,424	615,770	630,776	1,518,127

注) 上記値は、令和6年度の実績に基づく。契約期間にこの値を上回る場合、または下回る場合がある。